

津波防災地域づくりに関する法律について

将来起こりうる津波災害の防止・軽減のため、全国で活用可能な一般的な制度を創設し、ハード・ソフトの施策を組み合わせた「多重防御」による「津波防災地域づくり」を推進。

概要

基本指針(国土交通大臣)

津波浸水想定の設定

都道府県知事は、基本指針に基づき、**津波浸水想定**(津波により浸水するおそれがある土地の区域及び浸水した場合に想定される水深)を設定し、公表する。

推進計画の作成

市町村は、基本指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、**津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画(推進計画)**を作成することができる。

特例措置

(推進計画区域内における特例)

津波防災住宅等建設区の創設

津波避難建築物の
容積率規制の緩和

都道府県による
集団移転促進事業計画の作成

一団地の津波防災
拠点市街地形成施設に関する
都市計画

津波防護施設の管理等

都道府県知事又は市町村長は、盛土構造物、閘門等の**津波防護施設**の新設、改良その他の管理を行う。

津波災害警戒区域及び津波災害特別警戒区域の指定

- ・都道府県知事は、警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を、**津波災害警戒区域**として指定することができる。
- ・都道府県知事は、警戒区域のうち、津波災害から住民の生命及び身体を保護するために一定の開発行為及び建築を制限すべき土地の区域を、**津波災害特別警戒区域**として指定することができる。

津波防災地域づくりに関する法律の施行に伴い、関係法律の整備等を行う。

概要

関係法律の規定の整備

- 津波防災地域づくりに関する法律において津波防護施設を位置づけることに伴い、関係規定を整備する(津波防護施設を収用対象事業に追加等)。
- 津波防災地域づくりに関する法律において津波災害警戒区域及び津波災害特別警戒区域に係る規定を設けることに伴い、関係規定を整備する(特別警戒区域内の開発許可の許可に係る特例等)。
- その他所要の規定の整備(都市施設に一団地の津波防災拠点市街地形成施設を追加等)。

水防法、建築基準法、土地収用法、都市計画法等の改正

法の施行に伴う津波災害対策等の強化のためのその他の措置

- 水防法の目的等の規定において「津波」を明確化する。
- 水防計画について、津波の発生時の水防活動等危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならないこととする。
- 国土交通大臣は、著しく激甚な水災が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、洪水、津波又は高潮により浸入した水の排除等の特定緊急水防活動を行うことができることとする。
- その他所要の規定の整備。

水防法等の改正

最大クラスの津波に対するソフト・ハードの組み合わせによる対応

最大クラスの津波

津波レベル：発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす津波

住民等の生命を守ることを最優先とし、住民の避難を軸に、とりうる手段を尽くした総合的な津波対策を確立

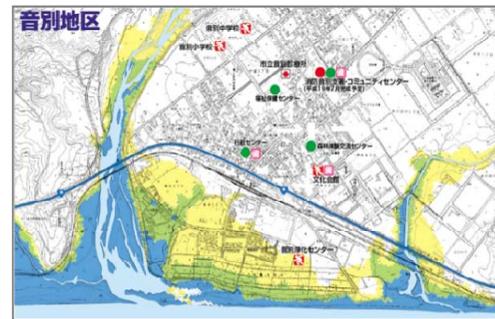
基本的考え方：被害の最小化を主眼とする「減災」の考え方に基づき、対策を講ずることが重要である。そのため、海岸保全施設等のハード対策によって津波による被害をできるだけ軽減するとともに、それを超える津波に対しては、ハザードマップの整備など、避難することを中心とするソフト対策を重視しなければならない。



避難路



津波避難ビル



津波ハザードマップ



避難訓練

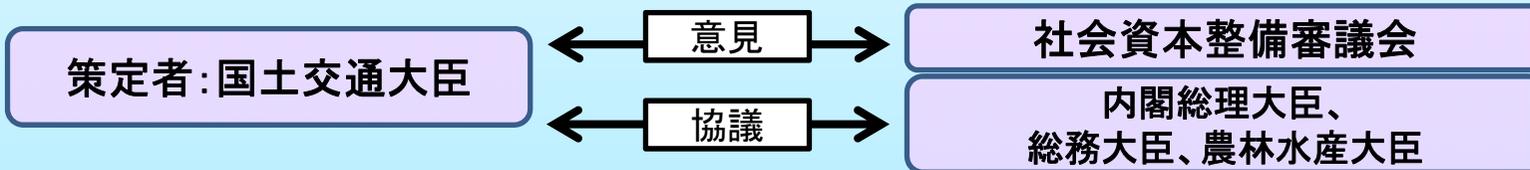
津波災害に対しては、今回の様な大規模な津波災害が発生した場合でも、なんとしても人命を守るという考え方に基づき、ハード・ソフト施策の適切な組み合わせにより、減災のための施策を実施。

- 平成23年 6月26日 「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会 中間とりまとめ」
- 平成23年 7月 6日 「津波防災まちづくりの考え方」(社会資本整備審議会計画部会 緊急提言)
- 平成23年 7月29日 「東日本大震災からの復興の基本方針」(東日本大震災復興対策本部)
- 平成23年 9月28日 「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会 報告」

【基本指針】

- 津波防災地域づくり法に基づく津波防災地域づくりを総合的に推進するための基本的方向を示す。
- 法に基づく様々な措置の基本となる。
- 国土交通大臣が策定。

【策定手続】



【記載事項】

- ①津波防災地域づくりの推進に関する基本的な事項
- ②基礎調査について指針となるべき事項
- ③津波浸水想定の設定について指針となるべき事項
- ④推進計画の作成について指針となるべき事項
- ⑤警戒区域及び特別警戒区域の指定について指針となるべき事項

基本指針に基づいて
実施

津波浸水想定（基礎調査の結果を踏まえ設定）

津波災害警戒区域

避難訓練の実施、避難施設の確保、ハザードマップの作成等による円滑かつ迅速な避難を確保（警戒避難体制の整備）

津波災害特別警戒区域

一定の開発行為・建築物の建築等に対する都道府県知事等の許可制

推進計画

地域の実情に応じて津波防災地域づくりの方針や施策等を定める

- ・推進計画区域の設定
- ・海岸保全施設、津波防護施設等の整備
- ・市街地の整備改善のための事業
- ・避難路・避難施設等の整備

推進計画区域における特別の措置

- ・土地区画整理事業
- ・津波避難建築物の容積率
- ・集団移転促進事業の特例

基本指針とは

津波防災地域づくりを総合的に推進するための基本的な指針として国土交通大臣が定める。

記載事項

1. 津波防災地域づくりの推進に関する基本的な事項

- 東日本大震災の経験や津波対策推進法を踏まえた対応
- 最大クラスの津波が発生した際も「なんとしても人命を守る」
- ハード・ソフトの施策を総動員させる「多重防御」
- 地域活性化も含めた総合的な地域づくりの中で効果的に推進
- 津波に対する住民等の意識を常に高く保つよう努力

- ハード事業と警戒区域の指定等のソフト施策を効果的に連携
- 効率性を考えた津波防護施設の整備
- 防災性と生活の利便性を備えた市街地の形成
- 民間施設も活用して避難施設を効率的に確保
- 記載する事業等の関係者とは、協議会も活用して十分に調整
- 対策に必要な期間を考慮して将来の危機に対し効果的に対応

2. 基礎調査について指針となるべき事項

- 津波対策の基礎となる津波浸水想定の設定等のための調査
- 都道府県が、国・市町村と連携・協力して計画的に実施
- 海域・陸域の地形、過去に発生した地震・津波に係る地質等、土地利用の状況等を調査
- 広域的な見地から必要なもの（航空レーザ測量等）については国が実施

5. 警戒区域・特別警戒区域の指定について指針となるべき事項

<津波災害警戒区域>

- 住民等が津波から「逃げる」ことができるよう警戒避難体制を特に整備するため、都道府県知事が指定する区域
- 避難施設や特別警戒区域内の制限用途の建築物に制限を加える際の基準となる水位（基準水位）の公示
- 警戒区域内で市町村が以下を措置。
 - － 実践的な内容を盛り込んだ市町村防災計画の作成・避難訓練の実施
 - － 住民の協力等による津波ハザードマップの作成・周知
 - － 指定・管理協定により、地域の実情に応じて避難施設を確保
 - － 社会福祉施設等で避難確保計画の作成・避難訓練の実施

<津波災害特別警戒区域>

- 防災上の配慮を要する者等が建築物の中に居ても津波を「避ける」ことができるよう、都道府県知事が指定する区域
- 生命・身体に著しい危害が生ずる恐れがあり、一定の建築行為・開発行為を制限すべき区域を指定
- 指定の際には、公衆への縦覧、関係市町村の意見聴取等により、地域の実情を勘案し、地域住民の理解を深めつつ実施

3. 津波浸水想定の設定について指針となるべき事項

- 都道府県知事が、最大クラスの津波を想定し、悪条件下を前提に浸水の区域及び水深を設定
- 津波浸水シミュレーションに必要な断層モデルは、中央防災会議等の検討結果を参考に国が提示
- 中央防災会議等で断層モデルが検討されていない海域でも、今後、過去の津波の痕跡調査等を実施し、逆算して断層モデルを設定
- 広報、印刷物配布、インターネット等により、住民等に十分周知

4. 推進計画の作成について指針となるべき事項

- 市町村が、ハード・ソフトの施策を組み合わせ、津波防災地域づくりの姿を地域の実情に応じて総合的に描く
- 既存のまちづくりに関する方針等との整合性を図る

右上に続く

基礎調査(都道府県、国土交通大臣) 第6条及び第7条関係

- 地形データの作成(海域及び陸域)
- 地質等に関する調査
- 土地利用状況の把握等
- 広域的な見地から必要とされるもの(航空レーザ測量等)は国土交通大臣が実施し、都道府県に提供

津波浸水想定の設定・公表(都道府県) 第8条関係

最大クラスの津波の断層モデル(波源域及びその変動量)の設定

- 国(中央防災会議等)において検討された断層モデルを都道府県に提示(都道府県独自に設定することも可)

津波浸水シミュレーション

- 海域及び陸域の津波の伝播を津波浸水シミュレーション(平面2次元モデル)により表現
- 地形データをシミュレーションに反映
- 建築物等による流れの阻害を土地利用状況に応じた粗度係数として設定
- 安全マップとならないように悪条件のもとで設定(朔望平均満潮位※、海岸堤防の倒壊等)

※朔(新月)と望(満月)の日から5日以内にあらわれる各月の最高満潮位の平均値

最大クラスの津波があった場合に想定される浸水の区域及び水深

- 最大の浸水域及び浸水深を表示

公表

- 国土交通大臣への報告
- 関係市町村長への通知
- 公表(都道府県の広報、印刷物、インターネットなど)

「津波浸水想定の設定の手引き」

- ・津波防災地域づくりを推進する上で、各種施策の基礎となる津波浸水想定を設定するための手引き
- ・そのための有効な手法である津波浸水シミュレーションやその活用方法を中心にとりまとめたもの

「手引き」のポイント

- ◆最大クラスの津波の設定の考え方・手順を提示
 - ・科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮
 - ・地域海岸ごとの設定を基本
 - ・津波高が最も大きい津波を基本
- ◆津波の断層モデルの設定の考え方を提示
 - ・国の公的な機関が妥当性を検証した各種断層モデルがあれば、これを参考に設定することが基本
 - ・各種断層モデルに関する情報源を明記
- ◆津波浸水シミュレーションにおける各種条件の設定の考え方を提示
 - ・潮位(天文潮)は朔望平均満潮位を基本
 - ・地形データ(海域、陸域)に関する情報源を明記
 - ・地震による地盤変動を考慮
 - ・津波浸水想定のために照らし、各種施設に関する条件設定の考え方を明記

「手引き」の周知、技術的助言等

- ＜担当者会議＞(2月29日、3月2日、3月5日)
 - ・「手引き」の内容を説明するとともに、相談窓口(海岸室、国総研海岸研究室)を開設
 - ・個別の沿岸が抱える課題等を共有化
- ＜意見交換会＞(4月～)
 - ・検討の進捗よくに伴い明らかとなる技術的な課題に対し、課題解決型の意見交換を実施予定

※以下で最新版の手引きをダウンロード可

URL: http://www.mlit.go.jp/river/shishin_guideline/bousai/saigai/tsunami/shinsui_settei.pdf

相談窓口

本手引きに関する地方公共団体からの問い合わせ等に対応するため、国土交通省水管理・国土保全局海岸室及び国土技術政策総合研究所河川研究部海岸研究室に、相談窓口を設置しております。

<相談窓口>

(津波浸水想定全般について)

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省水管理・国土保全局海岸室 TEL:03-5253-8471

(津波浸水シミュレーションについて)

〒305-0804 茨城県つくば市旭1番地

国土交通省国土技術政策総合研究所
河川研究部海岸研究室 TEL:029-864-3163

推進計画とは

- 津波防災地域づくりを総合的に推進するため市町村が作成する計画。
- 様々な主体が実施するハード・ソフト施策を総合的に組み合わせ津波防災地域づくりの姿を地域の実情に応じて描く。

推進計画の記載事項

- 推進計画の区域
- 津波防災地域づくりの総合的な推進に関する基本的な方針
- 浸水想定区域における土地利用・警戒避難体制の整備
- 津波防災地域づくりの推進のために行う事業又は事務
 - ・海岸保全施設、港湾施設、漁港施設、河川管理施設、保安施設事業に係る施設の整備
 - ・津波防護施設の整備
 - ・一団地の津波防災拠点市街地形成施設の整備に関する事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業その他の市街地の整備改善のための事業
 - ・避難路、避難施設、公園、緑地、地域防災拠点施設その他の津波の発生時における円滑な避難の確保のための施設の整備及び管理
 - ・集団移転促進事業
 - ・地籍調査の実施
 - ・津波防災地域づくりの推進のために行う事業に係る民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用の促進

推進計画の作成にあたっての留意事項

<作成時>

- 市町村マスタープランとの調和
- 協議会が組織されていないときは、都道府県や関係管理者等その他事業・事務を実施すると見込まれる者との協議
- 海岸保全施設、津波防護施設等の整備に関する事項については、関係管理者等の案に基づいて作成
- 関係管理者等の案の作成に当たり、市町村が津波防災地域づくりを総合的に推進する観点から配慮すべき事項を申出
- 市町村からの申出を受けた関係管理者等は当該申出を尊重

<作成後>

- 市町村は遅滞なく、計画を公表するとともに、国土交通大臣、都道府県、関係管理者等その他事業・事務を実施すると見込まれる者に送付
- 国土交通大臣・都道府県は推進計画の送付を受けたときは、市町村に対して、必要な助言が可能
- 国土交通大臣は、助言を行う際に必要であれば、農林水産大臣その関係行政機関の長に諮問

協議会とは

推進計画の作成に関する協議及び推進計画の実施に係る連絡調整を行う協議会で、推進計画を作成しようとする市町村が組織するもの

協議会の構成員

- 推進計画を作成しようとする市町村
- 当該市町村の区域をその区域に含む都道府県
- 関係管理者等その他事業・事務を実施すると見込まれる者
- 学識経験者その他当該市町村が必要と認める者

協議会を組織した場合

- 協議会を組織する市町村は、協議を行う旨協議会の構成員に通知しなければならない
- 通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る協議に応じなければならない
- 協議会において協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない

- ソフト・ハード施策を組み合わせた津波防災地域づくりの**総合ビジョン**を示す計画。

＜津波防災地域づくり法のソフト・ハード施策＞

- 各種施設の整備(ハード)
- まちづくり関係(ソフト・ハード)
- 警戒避難体制の確保(ソフト)
- 建築等の制限(ソフト)

- 行政だけでなく地域住民等とビジョンを共有する。
- 将来にわたって取組を継続する。

→ 計画に終期はない。ただし**適切なフォローアップ**を

- 計画の作成に当たり実質的な相談を十分に行う。
→ 推進計画の**実効性**が高まる
- 津波防護施設の整備の際は道路管理者等にも十分な相談が必要。
- 国交省と都道府県には二つの役割がある。
 - ① 海岸、河川などの**事業者・管理者**
 - ② 制度を所管、広域的視点、警戒区域等の指定
→ 協議や推進計画を送付する際に注意が必要

- 復興整備計画を作成した場合、推進計画を作成しなくても以下が可能(復興特区法第76条)。
 - 津波防護施設の新設・改良
 - 指定津波防護施設の指定
 - 津波避難建築物の容積率特例の適用
- 上記の特例を受けるための条件 ※詳細は復興特区法を参照して下さい
 - 津波による被害を受けた市町村であること
 - 推進計画の記載事項に相当する以下の事項を復興整備計画に記載していること
 - 「津波防災地域づくりに関する基本的な方針」
 - 津波浸水想定に定める浸水の区域における土地の利用及び警戒避難体制の整備に関する事項
 - 津波防災地域づくりに関係する事業(市街地開発事業、集団移転促進事業、都市施設の整備事業等)を定めていること
- 復興整備計画は有期の計画。復興後も津波防災地域づくりを継続するため**いずれは推進計画を作成することが望ましい**。

津波防災住宅等建設区制度の創設

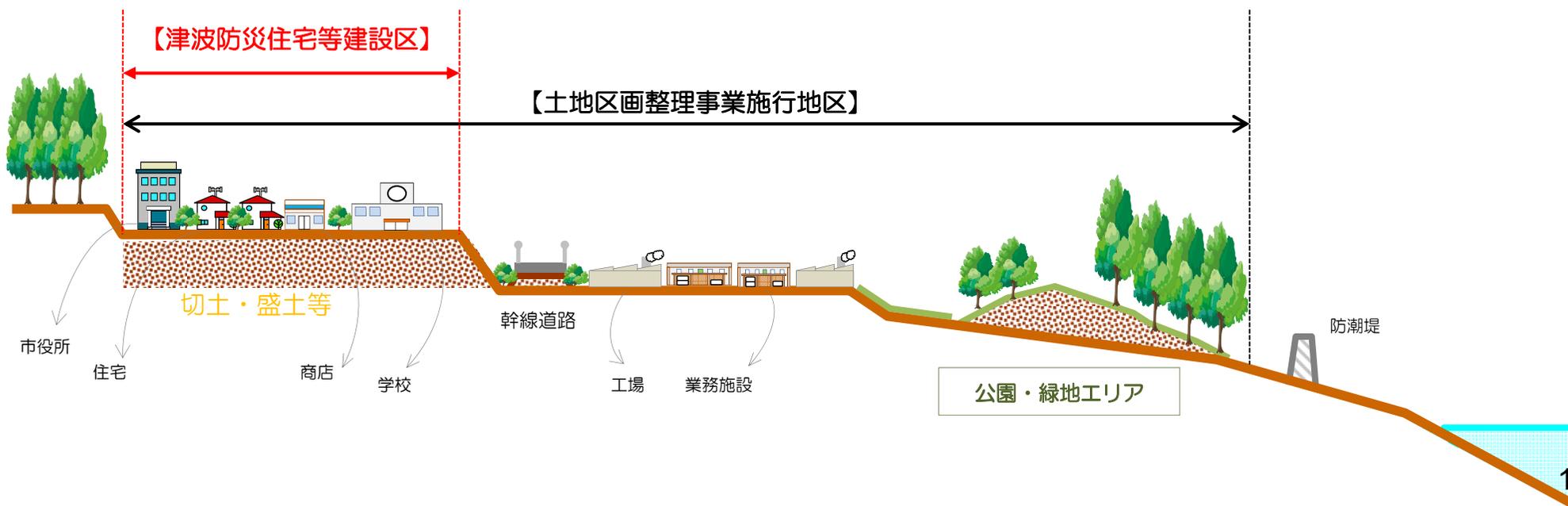
趣旨

今般の震災の被災地域では、津波により、住宅や当該住宅の居住者の共同の福祉又は利便のために必要な市役所、学校、病院、商店等が壊滅的な被害を受けている。津波による災害の発生のおそれの著しい地域では、宅地の盛土・嵩上げ等、津波災害の防止措置を講じた、又は講じられる土地へ住宅及び公益的施設を集約し、津波被害に対する安全性の向上を図ることが喫緊の課題である。

内容

推進計画区域内で施行される土地区画整理事業の施行地区内の津波災害の防止措置を講じられた又は講じられる土地に、住宅及び公益的施設の宅地を集約するための区域を定め、住宅及び公益的施設の宅地の所有者が、当該区域内への換地の申出をすることができる申出換地の特例を設ける。

施行地区イメージ図



特例の目的

津波避難建築物の整備を推進するため、建築基準法の特例として、容積率規制を緩和するもの

特例措置

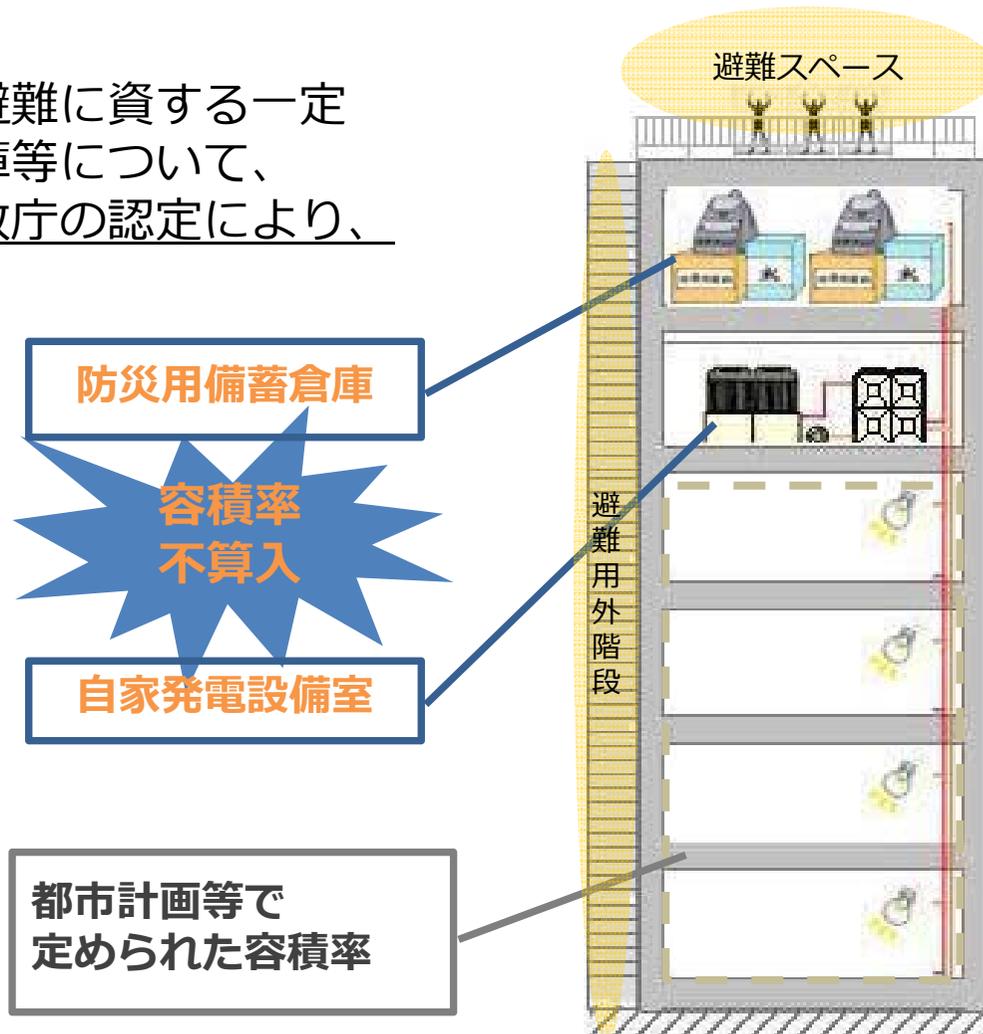
推進計画区域内において、津波からの避難に資する一定の基準を満たす建築物の防災用備蓄倉庫等について、建築審査会の同意を不要とし、特定行政庁の認定により、容積率を緩和できることとする



迅速な緩和が可能となり、津波避難ビルの整備に資する

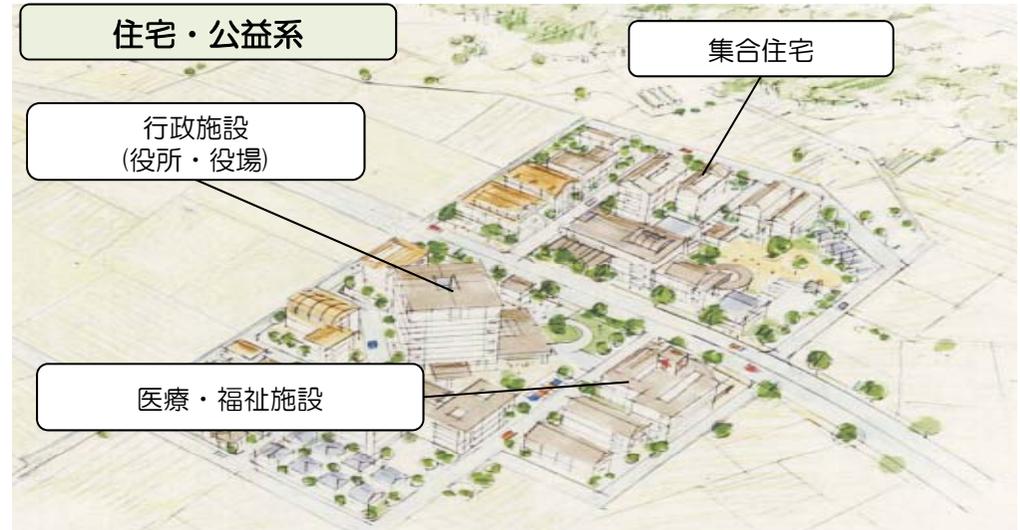
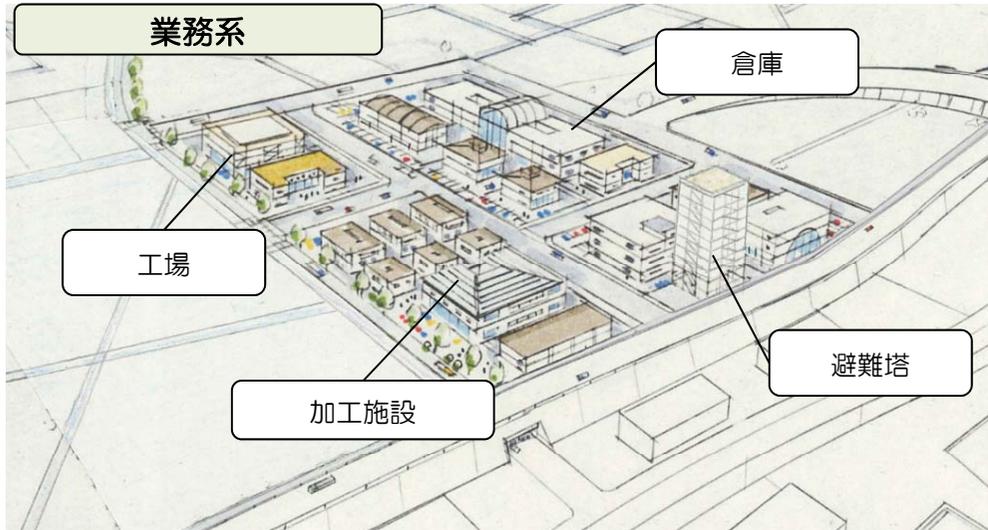
例) 都市計画上の指定容積率200%
→220%相当に

※本特例の適用を受ける建築物については、指定避難施設又は管理協定の制度により避難施設として位置づけることが望ましい。



拠点市街地の整備に関する制度

内容 津波が発生した場合においても都市機能を維持するための拠点となる市街地を整備するため、住宅・業務・公益等の各種施設を一体的に整備するための都市計画を決定できることとする（全面買収方式で整備することを可能とする。）。



<整備手法の例>

・公共団体等は全体の用地の取得・造成、道路等の公共施設を整備し、民間は公共団体から用地の譲渡等を受け、上物の整備を実施

・公共団体等は全体の用地の取得・造成、道路等の公共施設を整備し、民間は公共団体から借地等を行い上物の整備を実施

| | インフラ (道路等) | 公的施設 (官公庁施設等) | 民間施設 (住宅・工場等) |
|----------|---------------|------------------|------------------|
| 上物の整備 ※ | — | 公共 | 民間 |
| 用地の取得・造成 | 公共 | 公共 | 公共→ 民間(譲渡等) |

| | インフラ (道路等) | 公的施設 (官公庁施設等) | 民間施設 (医療施設等) |
|----------|---------------|------------------|-----------------|
| 上物の整備 ※ | — | 公共 | 民間 |
| 用地の取得・造成 | 公共 | 公共 | 公共→ 民間(借地等) |

予算概要

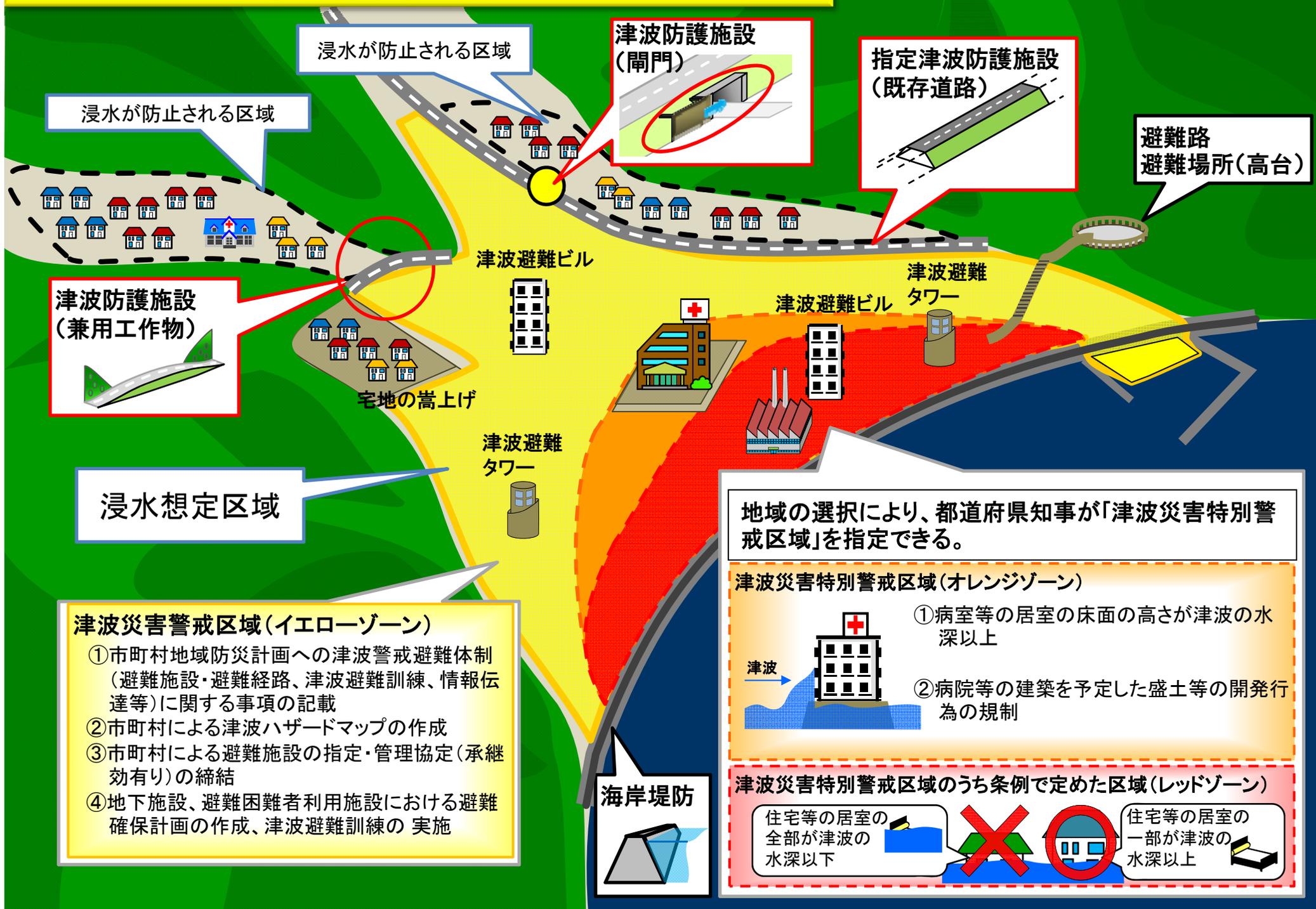
○内容：安全な拠点市街地を整備するために必要な費用（拠点市街地を整備するにあたり必要となる計画作成費等の支援、公共施設等整備費、用地取得造成費） ※上物の整備については、既存制度がある場合は当該制度で対応

○対象：被災地限定

税制概要

○内容：新たな都市施設に関する収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除（5,000万円控除）等

いのちを守る津波防災地域づくりのイメージ



浸水が防止される区域

浸水が防止される区域

津波防護施設 (閘門)

指定津波防護施設 (既存道路)

避難路
避難場所(高台)

津波防護施設 (兼用工作物)

津波避難ビル

津波避難ビル
津波避難タワー

宅地の嵩上げ

津波避難タワー

浸水想定区域

地域の選択により、都道府県知事が「津波災害特別警戒区域」を指定できる。

- 津波災害警戒区域 (イエローゾーン)**
- ①市町村地域防災計画への津波警戒避難体制 (避難施設・避難経路、津波避難訓練、情報伝達等)に関する事項の記載
 - ②市町村による津波ハザードマップの作成
 - ③市町村による避難施設の指定・管理協定 (承継効有り)の締結
 - ④地下施設、避難困難者利用施設における避難確保計画の作成、津波避難訓練の実施

- 津波災害特別警戒区域 (オレンジゾーン)**
- ①病室等の居室の床面の高さが津波の水深以上
 - ②病院等の建築を予定した盛土等の開発行為の規制

海岸堤防

津波災害特別警戒区域のうち条例で定めた区域 (レッドゾーン)

住宅等の居室の全部が津波の水深以下

住宅等の居室の一部が津波の水深以上

① 津波防護施設

- ◆①盛土構造物・護岸・胸壁・閘門(海岸保全施設、港湾施設、漁港施設及び河川管理施設並びに保安施設事業に係る施設であるものを除く。)であって、
- ②津波浸水想定を踏まえて津波による人的災害を防止・軽減するため都道府県知事又は市町村長が管理するもの
- ◆津波防護施設の新設・改良は、推進計画区域内において、推進計画に即して行うものとする。

(1) 津波防護施設管理者

都道府県知事
又は
市町村長(市町村長が管理することが適当であると認め、都道府県知事が指定した津波防護施設)

(2) 津波防護施設の位置づけ

- ・ 津波防護施設は、発生頻度が極めて低い最大クラスの津波(L2津波)が、海岸保全施設等を乗り越えて内陸に浸入する場合に、浸水拡大を防止するための施設。
- ・ ソフト施策との組み合わせによる津波防災地域づくり全体の将来的なあり方の中で、当該施設により浸水拡大が防止される区域・整備効果等を十分に検討の上、推進計画に位置づけ整備。
※「東日本大震災復興特別区域法」の復興整備計画に位置づけることでも整備可能(推進計画への位置づけ不要)。
- ・ 発生頻度が極めて低い津波に対応するものであるため、後背地の状況等を踏まえ、道路・鉄道等の施設を活用できる場合に、これらを活用して小規模盛土や閘門を設置するなど効率的に整備し一体的に管理することが適当。

(3) 津波防護施設区域の指定

- ・津波防護施設の敷地である土地
- ・必要に応じ、隣接する土地の区域で施設の保全上必要な最小限度のもの

(4) 許可を要する行為

1. 津波防護施設区域の占用
2. 津波防護施設区域における行為の制限
 - ・津波防護施設以外の施設又は工作物の新築又は改築
 - ・土地の掘削、盛土又は切土

等

(5) 技術上の基準

- ・ 地形、地質、地盤の変動等を考慮し、自重、水圧及び波力並びに地震の発生、漂流物の衝突等による振動・衝撃に対して安全な構造(L2津波による浸水拡大を防止)
※詳細は津波防災地域づくりに係る技術検討報告書を参照(http://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/tsunamibousaitiiki/index.html)

(6) 工事の施行

- ・兼用工作物(道路・鉄道等との兼用)の工事等の協議
- ・工事原因者の工事の施行等
- ・附帯工事の施行

(7) 津波防護施設に関する財政上等の措置

◆国による費用の補助

- ・補助率: 1/2(社会資本整備総合交付金)
- ・補助対象となる工事: 人家20戸以上(※)を防護するもの (※転入や再建により人家20戸以上と見込まれる場合を含む)
 - ①道路・鉄道と相互に効用を兼ねる盛土構造物であって、概ね500m以内のもの
 - ②①に掲げる施設に設けられる護岸
 - ③胸壁(※)、閘門であって、盛土構造物と一体となって機能を発揮するもの (※)概ね500m以内とする

◆税制上の措置

- ・収用等に伴い代替資産を取得した場合に係る5,000万円特別控除等

② 指定津波防護施設

- ◆都道府県知事が、浸水想定区域内に存する津波災害を防止・軽減するため有用な施設(海岸保全施設、港湾施設、漁港施設及び河川管理施設並びに保安施設事業に係る施設であるものを除く。)を指定。
- ◆当該施設の所有者の同意が必要。

○浸水想定区域(推進計画区域内のものに限る)内に存する施設が対象。

※「東日本大震災復興特別区域法」の復興整備計画の計画区域を推進計画区域とみなすことが可。

○当該施設の有無により浸水範囲・浸水深が減少するなど、有用と認められる場合に指定可能(津波防護施設と同様の機能までは求めない)。

○施設管理者による届出が必要な行為

- ・当該施設の敷地である土地の区域における土地の掘削・盛土・切土その他土地の形状の変更行為
- ・当該施設の改築又は除却

1. 交付対象

都道府県又は津波防護施設管理者の指定を受けた市町村

2. 交付対象事業

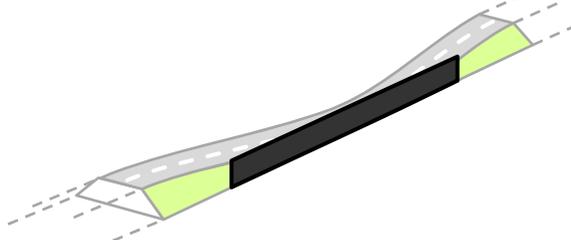
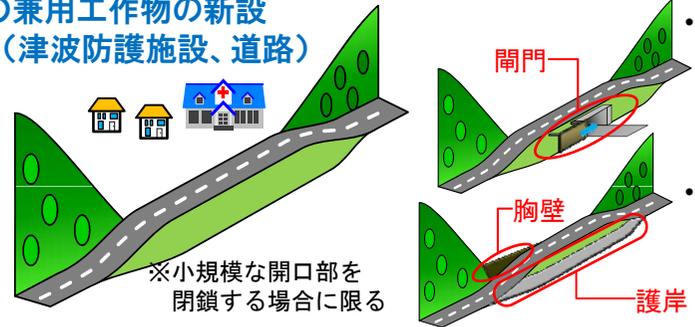
(1) 津波防護施設整備事業

津波防護施設整備事業は、津波防災地域づくりに関する法律第10条第1項に規定する推進計画に記載され、かつ同法29条第2項に規定する国土交通省令で定める基準※を満たす津波防護施設の新設又は改良を行う事業のうち、次のいずれかの要件に該当するもの。※津波の浸水防止に必要となる高さや波力等に対して安全な構造であること等

補助率:1/2

事業費下限値:推進計画の総事業費が、

(ア) 都道府県5千万円以上、(イ) 市町村2千5百万円以上

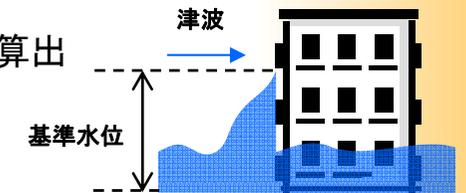
| 交付対象事業 | イメージ(道路を例としている) |
|---|--|
| <p>• 盛土構造である既存の道路、鉄道を活用しその施設の背後地への津波による浸水を防止するための閘門、胸壁※であり、次の要件に該当するもの。 ※胸壁の整備は一部高さが低い箇所を補うものに限る。その長さは概ね延長500m以内とする。</p> <p>イ 人家20戸以上※を防護するもの。 ただし、災害時要援護者関連施設又は市町村の地域防災計画に位置づけられている避難所が存在する場合は10戸以上を防護するもの。 ※転入や再建により人家20戸以上と見込まれる場合を含む。</p> | <p>○既存道路盛土への閘門の設置</p>  <ul style="list-style-type: none"> • 新たに設置する閘門に限り補助対象とする。 • 既存道路(又は鉄道)盛土は、国土交通省令で定める技術上の基準に準じた構造を持つものに限る。 <p>○既存道路盛土への胸壁の設置</p>  <ul style="list-style-type: none"> • 新たに設置する胸壁に限り補助対象とする。(概ね500m以内) • 既存道路(又は鉄道)盛土は、国土交通省令で定める技術上の基準に準じた構造を持つものに限る。 |
| <p>• 背後地への津波による浸水を防止するための道路、鉄道と一体となって整備する盛土構造物であり、次の全ての要件に該当するもの。</p> <p>イ 概ね延長500m以内であるもの(津波防災地域づくりに関する法律第29条第2項に規定する国土交通省令で定める基準を満たすために必要となる護岸を含む。必要に応じて設置する胸壁、閘門を含む)。</p> <p>ロ 人家20戸以上※を防護するもの。 ただし、災害時要援護者関連施設又は市町村の地域防災計画に位置づけられている避難所が存在する場合は10戸以上を防護するもの。 ※転入や再建により人家20戸以上と見込まれる場合を含む。</p> | <p>○兼用工作物の新設(津波防護施設、道路)</p>  <ul style="list-style-type: none"> • 小規模な開口部を閉鎖する場合に限り、道路、鉄道との兼用の盛土構造物を補助対象とする。(概ね500m以内、災害時要援護者施設等を防護) • 必要に応じて設置する閘門、胸壁、護岸も補助の対象を含む。 <p>※小規模な開口部を閉鎖する場合に限る</p> |

都道府県知事が「津波災害警戒区域」を指定できる (イエローゾーン＝警戒避難体制の整備)

- ◆津波が発生した場合に、住民等の生命・身体に危害が生ずるおそれがある区域で、津波災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域
- ◆指定する区域の範囲は、津波浸水想定に定める浸水の区域を基本とするが、周囲の地形、土地利用状況等を考慮し、隣接する区域も含めて検討。
- ◆また、指定に当たっては、**基準水位**(津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位)も併せて公示
- ◆指定に当たっては、関係市町村への意見聴取等が必要

<基準水位>

- 津波浸水想定を設定するための津波浸水シミュレーションで、想定される津波のせき上げ高を算出
- 原則として地盤面からの高さで表示
- 津波の発生時における避難並びに特定開発行為及び特定建築行為の制限の基準となる



※詳細は津波防災地域づくりに係る技術検討報告書を参照(http://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/tsunamibousaitiiki/index.html)

(1) 市町村地域防災計画の拡充

- ①津波に関する予報又は警報の発令及び伝達 ②避難場所・避難経路
 - ③市町村長が行う津波避難訓練の実施 ④地下街等・防災上の配慮を要する者の利用施設の名称・所在地
- ※水防法により、水防団・消防機関・水防協力団体は、③の訓練への参加を義務づけ

(2) 市町村による津波ハザードマップの作成・周知

- ・市町村の長は、市町村地域防災計画に基づき、①津波に関する情報の伝達方法、②避難場所・避難経路等、住民等の円滑な警戒避難確保に必要な事項を記載した津波ハザードマップを作成・周知。

(3) 避難施設

① 指定避難施設

- ・市町村長が施設管理者の同意を得て避難施設に指定。
- ・施設管理者が重要な変更を加えようとするときに市町村長へ届出。

(指定基準)

- ・津波に対して安全な構造のものとして省令に定める技術的基準に適合。
- ・基準水位以上の高さに避難上有効な屋上その他の場所が配置されること 等

② 管理協定による避難施設

- ・市町村と施設所有者等又は施設所有者等となろうとする者(デベロッパー等との一人協定)が管理協定を締結し、市町村が自ら当該施設の避難の用に供する部分を管理。
- ・協定公告後の所有者等にも効力が及ぶ(承継効)。

③ 支援措置

- ・②の避難施設に係る避難用スペース・誘導灯・誘導標識・自動解錠装置に関する固定資産税の課税標準: 1/2(5年間)
- ・推進計画区域内の避難建築物の防災用備蓄倉庫等について、建築審査会の同意不要、特定行政庁の認定で容積率の緩和が可。
※「東日本大震災復興特別区域法」の復興整備計画の計画区域を推進計画区域とみなすことが可。
- ・避難建築物に係る財政上の措置
 - ・都市防災総合推進事業: 補助率1/2(民間施設の場合は最大1/3、社会資本整備総合交付金)
 - ・優良建築物等整備事業: 補助率1/3(社会資本整備総合交付金) 等

(4) 避難促進施設(地下施設・避難困難者利用施設であって、市町村地域防災計画に定められたもの)に係る避難確保計画

- ・避難促進施設の所有者・管理者は、避難訓練等、施設利用者のため避難確保計画を作成。
- ・避難促進施設における避難訓練の実施、市町村への結果報告。

【避難促進施設(避難困難者利用施設)】

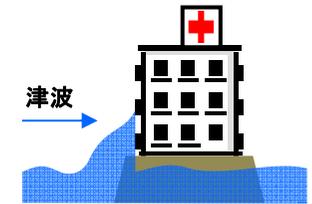
- ・老人福祉施設(老人介護支援センターを除く。)、有料老人ホーム、認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設、身体障害者社会参加支援施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業(生活介護、児童デイサービス、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は共同生活援助を行う事業に限る。)の用に供する施設、保護施設(医療保護施設及び宿所提供施設を除く。)、児童福祉施設(母子生活支援施設及び児童遊園を除く。)、児童自立生活援助事業の用に供する施設、放課後児童健全育成事業の用に供する施設、子育て短期支援事業の用に供する施設、一時預かり事業の用に供する施設、児童相談所、母子健康センターその他これらに類する施設
- ・幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校及び専修学校(高等課程を置くものに限る。)
- ・病院、診療所及び助産所

都道府県知事が「津波災害特別警戒区域」を指定できる (オレンジ・レッドゾーン＝土地利用規制)

- ◆津波が発生した場合に、建築物が損壊・浸水し、住民等の生命・身体に著しい危害を生ずるおそれがある区域で、一定の開発行為・建築を制限すべき区域
- ◆指定に当たっては、公衆への縦覧、関係市町村への意見聴取等の手続が必要

○一定の社会福祉施設、病院、学校については、次の基準に適合することを求める。

- ・上記の用途の建築物が津波に対して安全な構造のものとして省令に定める技術的基準に適合
- ・病室等の一定の居室の床面の高さ(知事が指定する高さを加えることができる。)が基準水位以上。
- ・上記の用途の開発行為が擁壁の設置など土地の安全上必要な措置が省令で定める技術的基準に適合



市町村条例で定めた区域について、住宅等の規制を追加することができる。(レッドゾーン)

- ・条例で定める用途の建築物が津波に対して安全な構造のものとして省令に定める技術的基準に適合
- ・市町村条例で定める基準に適合
 - <参酌基準 ①又は②>
 - ①居室の床面の全部又は一部の高さが基準水位以上
 - ②基準水位以上の高さに避難上有効な屋上その他の場所が配置、当該場所までの避難上有効な階段その他の経路
- ・住宅等の開発行為が擁壁の設置など土地の安全上必要な措置が省令で定める技術的基準に適合

※施行日：法の公布の日(平成23年12月14日)から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日

被災地における津波防災地域づくりに関する法律による支援について

ポイント

東日本大震災の被災地における将来にわたって安心して暮らせる復興まちづくりを支援

津波防災地域づくり法によって
可能となる支援

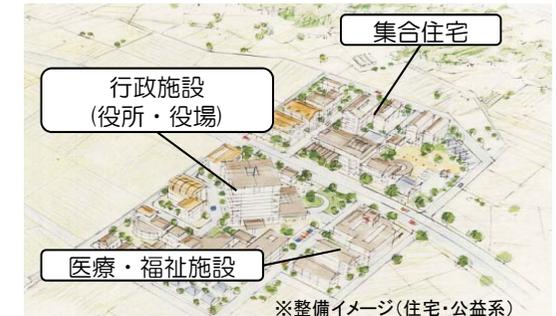
復興関連予算・税制、東日本大震災復興特別区域法と
の一体的運用による復興支援

<安全・安心な復興まちづくりの支援>

○拠点市街地の整備に関する制度の創設
住宅、公益的施設、地域の基幹産業を
成す業務施設を一体的に整備 等

【東日本大震災復興関連予算】

東日本大震災復興交付金を活用した
津波復興拠点整備事業の実施



<警戒避難体制の充実>

○指定避難施設・管理協定施設制度の創設
(津波災害警戒区域内で適用可能)

○津波避難建築物の容積率の緩和特例
(津波災害警戒区域内で適用可能)

等

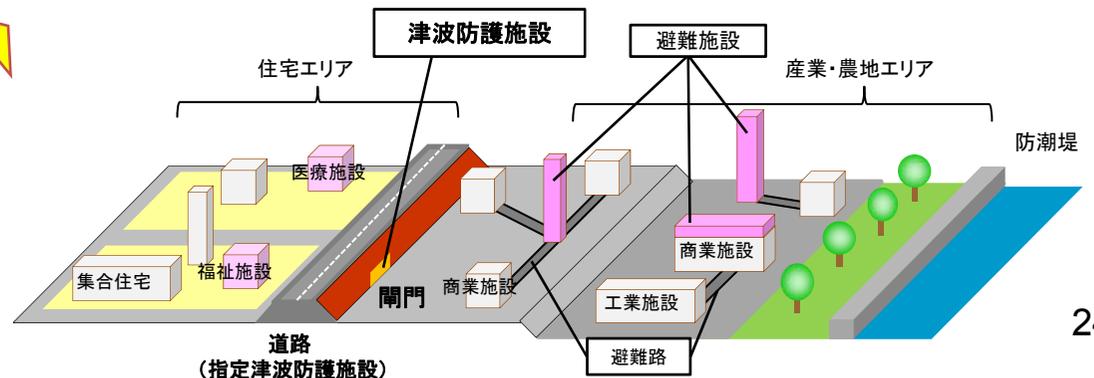
【税制改正】

管理協定を結んだ避難施設の場合、避難用スペース等に
関する固定資産税の課税標準を5年間1/2とするよう措置

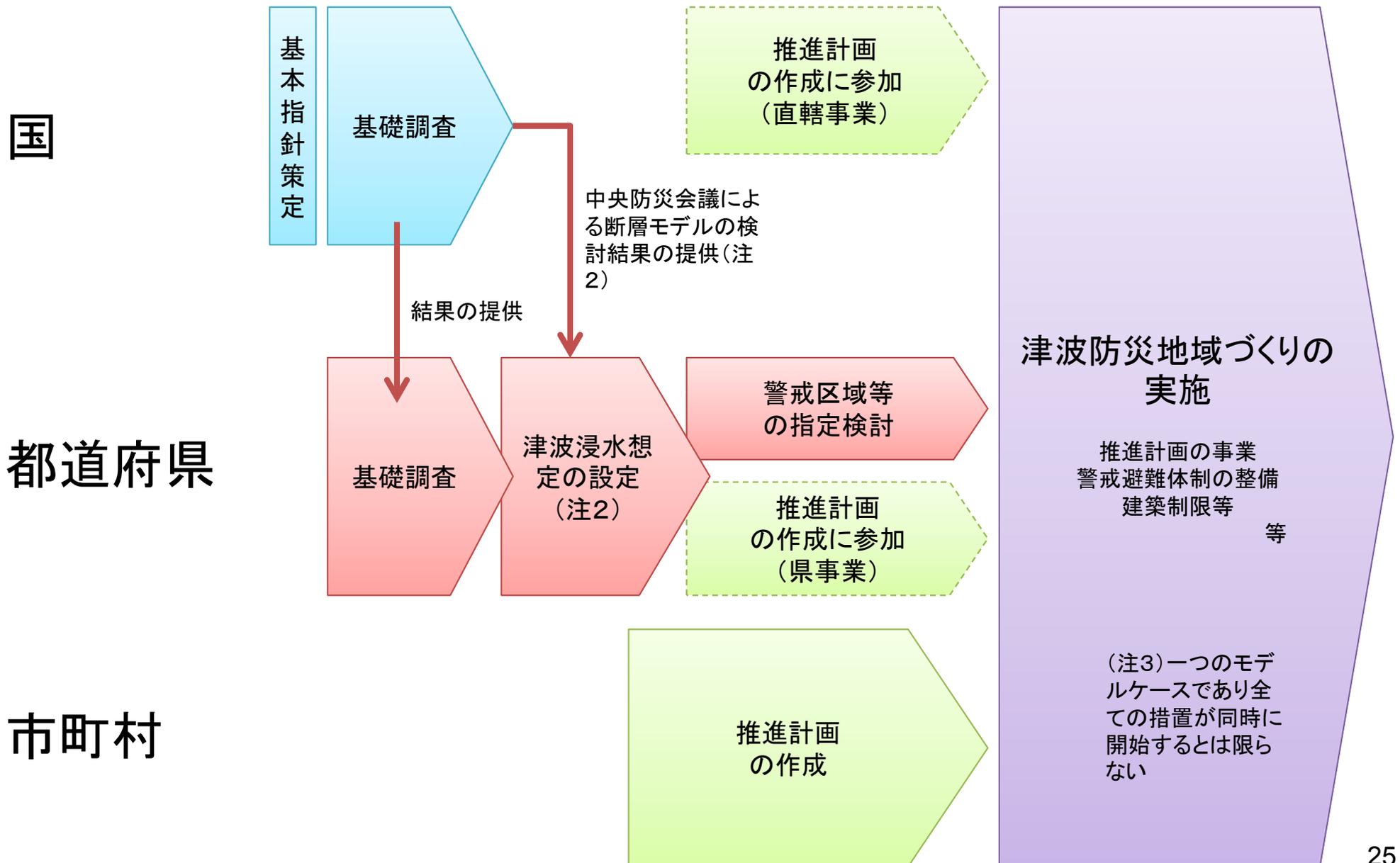
<多重防御による津波災害の防止・軽減>

○津波防護施設、指定津波防護施設制度
の創設 等

【東日本大震災復興特別区域法と連携】



(注1) 東海・東南海・南海地域を想定したモデルケース



(注2) 国による断層モデルの提示を待たずに津波浸水想定を設定することも可能

水防法の一部改正について (津波防災地域づくり関係法律整備法)

平成23年12月27日施行

従来の水防法

「洪水」「高潮」に際し、水災を警戒、防御、これによる被害の軽減することを目的とし、水防組織、水防活動等のソフト施策を中心に規定。

東日本大震災による大規模な津波災害

ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員させる「多重防御」の発想による津波防災の推進

津波防災地域づくり法

津波による災害を防止し、又は軽減する効果が
高く、将来にわたって安心して暮らすことのできる
安全な地域の整備、利用及び保全を総合的に推
進(同日施行)

改正後の水防法

「津波」を水防法の目的に明記した上で、同法に基づく津波防災を強力に推進

津波防災を含む水防活動全体の強化

目的規定等における「津波」の明記

(1条、2条、3条の2、10条、16条、29条)

目的規定に「津波」を明記するとともに「津波」が水防警報等の対象となることを明示。

〔気象業務法、同法施行令を改正し、「津波」を明確化。〕

水防計画における水防活動従事者の安全配慮

(7条、新33条)

水防計画は水防活動に従事する者の安全の確保に配慮されたものでなければならない。

↓
水防計画の見直し

国土交通大臣による特定緊急水防活動の実施

(新22条、新43条の2)

著しく激甚な水災が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、以下の特定緊急水防活動を行うことができる。

- ・浸入した水の排除
- ・浸水した区域等の監視
- ・浸水の量の観測
- ・監視、観測の結果に基づく浸水する区域・時期又は浸水の量の予測
- ・人工衛星通信による通信の確保
- ・堤防等が決壊した場所における仮締切等の作業

※TEC-FORCEによる実施を想定

水防訓練の実施の拡大

(新32条の2)

指定管理団体以外の水防管理団体も毎年水防訓練を行うよう努めなければならない。

津波避難訓練への参加

(新32条の3)

水防団、消防機関、水防協力団体は、津波災害警戒区域において実施される津波避難訓練に参加しなければならない。

洪水ハザードマップと津波、土砂災害ハザードマップの一覧化

(15条)

津波災害警戒区域における津波ハザードマップ等については、洪水ハザードマップが作成される場合には、これと一覧できるようにして周知する。

平成23年

- 3月11日 東北地方太平洋沖地震
- 6月24日 「津波対策の推進に関する法律（平成23年法律第77号）」公布・施行
- 6月25日 「復興への提言～悲惨の中の希望」（東日本大震災復興構想会議）
- 7月 6日 緊急提言「津波防災まちづくりに関する考え方」（社会資本整備審議会・交通政策審議会計画部会）
- 7月29日 「東日本大震災からの復興の基本方針」（東日本大震災復興対策本部）
- 9月28日 「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」報告・提言（中央防災会議）
- 10月28日 閣議決定
- 12月 1日 衆議院本会議において全会一致で可決（附帯決議あり）
- 12月 7日 参議院本会議において全会一致で可決・成立（附帯決議あり）
- 12月14日 公布
- 12月27日 施行（津波災害特別警戒区域関連の規定を除く）
- 12月27日 「津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針」を決定

平成24年

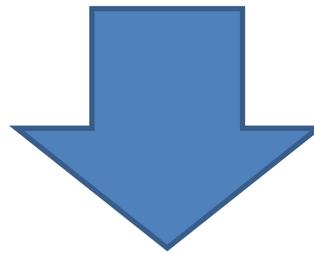
- 1月16日 基本指針の告示（国土交通省告示第51号）

国土交通省HPより

www.mlit.go.jp



①「総合政策」



②「津波防災地域づくりに関する法律について」



津波防災地域づくり法の担当部局(本省)一覧

| 内容 | 担当部局 | 直通 |
|---------------------------------|--|--|
| 法律全体の総合窓口 | 総合政策局参事官(社会資本整備)室 | 03-5253-8982 |
| 基本指針等(第3条～第5条) | 総合政策局参事官(社会資本整備)室 <基礎調査・浸水想定・警戒区域・特別警戒区域> 水管理・国土保全局 水政課 同局 河川環境課水防企画室(技術的内容) 同局 海岸室(技術的内容) | 03-5253-8982 03-5253-8439 03-5253-8460 03-5253-8471 |
| 基礎調査・浸水想定(第6条～第9条) | 水管理・国土保全局 水政課 同局 海岸室(技術的内容) | 03-5253-8439 03-5253-8471 |
| 推進計画(第10条・第11条) | 総合政策局参事官(社会資本整備)室 | 03-5253-8982 |
| 土地区画整理事業に関する特例(第12条～第14条) | 都市局市街地整備課 | 03-5253-8414 |
| 津波からの避難に資する建築物の容積率の特例(第15条) | 住宅局市街地建築課 | 03-5253-8515 |
| 集団移転促進事業に関する特例(第16条) | 都市局都市安全課 | 03-5253-8400 |
| 一団地の津波防災拠点市街地形成施設に関する都市計画(第17条) | 都市局都市計画課 | 03-5253-8409 |
| 津波防護施設等(第18条～第52条) | 水管理・国土保全局 水政課 同局 海岸室(技術的内容) | 03-5253-8439 03-5253-8471 |
| 津波災害警戒区域・津波災害特別警戒区域(第53条～第92条) | 水管理・国土保全局 水政課 同局 河川環境課水防企画室(技術的内容) | 03-5253-8439 03-5253-8460 |
| 監視区域(第94条) | 土地・建設産業局不動産市場整備課 | 03-5253-8381 |
| 地籍調査・地籍調査の推進に資する調査(第95条) | 土地・建設産業局地籍整備課 | 03-5253-8383 |
| <参考>水防法 | 水管理・国土保全局河川環境課水防企画室 | 03-5253-8460 |